

芦屋市公衆無線 LAN 更新等業務
に係る情報提供依頼書 (RFI)

令和 6 年 1 月 1 2 日

芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課

1 情報提供依頼の目的

芦屋市（以下、本市）では、市内の避難所をはじめ公共施設において市民サービスの向上や発災時の情報入手環境の整備を目的として無料の公衆無線 LAN（以下、Ashiya Free Wi-Fi）を運用していますが、現在利用しているサービスが令和 7 年度末をもって提供終了となります。

今回の情報提供依頼は、Ashiya Free Wi-Fi で利用する後継サービスの調査・検討を基本としつつ、職員の業務利用の目的も追加することを検討し、本市職員の柔軟なワークスタイルの実現と業務効率の向上を図るため、事業者の皆様より広く情報提供をお願いするものです。

2 既存環境等

本市における通信環境は以下のとおりです。

(1) Ashiya Free Wi-Fi

ア 概要

本市では、現在エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社（以下、委託先）が提供する DoSPOT サービスを利用しており、無線 LAN アクセスポイントは本庁舎を含む幅広い公共施設等に設置しています。また、市民サービス用の SSID とは別に、職員の業務利用を目的とした SSID も運用しています。

イ Ashiya Free Wi-Fi の利用

Ashiya Free Wi-Fi は市民向けサービス等を目的としているため、不正アクセス防止の観点からメールリターン認証や SNS 認証等での認証を行い、接続時間や回数に制限を設けています。また、Ashiya Free Wi-Fi を利用した犯罪が発生した場合は、警察等の対応を委託先が行うサービスとなっています。

ウ 職員の業務利用

本市では、資料共有や WEB 会議のためにタブレット端末を利用しており、その接続先として DoSPOT OWNER を利用しています。また、令和 3 年度からは必要に応じて事務処理用のテレワーク端末の接続先としても利用しています。

(2) 芦屋市議会の無線 LAN

本市では、芦屋市議会本会議や委員会における資料共有及びその他作業用に、Ashiya Free Wi-Fi とは別に芦屋市議会専用無線 LAN（以下、市議会無線 LAN）を本庁舎南館 3 階及び同 4 階で運用しています。市議会無線 LAN は一般利用を想定していないため、SSID 及びパスワードによる接続に加えて MAC アドレス認証で接続端末を認証・管理しています。接続端末は、ノートパソコンに加えてスマートフォンやタブレット端末など一般的な無線 LAN 機器を想定し、インターネットに接続されます。

(3) 庁内の業務用ネットワーク

本市では、三層分離における α モデルを採用しており、LGWAN セグメントに各種

システム等を構築しています。それらを全て有線 LAN（出先機関等は VPN サービス利用）で本庁舎のサーバールームまで接続して業務を行っています。

3 本市環境の主な課題

(1) 無線 LAN の通信エリア

市民センターと、保健福祉センターなど一部の施設では、無線 LAN アクセスポイントの設置数が施設規模と比べて少なく、施設全域をカバーできる通信エリアとはなっていません。そのため、度々利用者からは「Ashiya Free Wi-Fi に接続できない」といった声や「接続してもすぐに切れてしまう」といった声があります。

また、本庁舎北館、南館、東館においても、一部の執務スペースが無線 LAN の通信エリア外になっており、接続することができません。

(2) 貸会議室での利用

現在運用している Ashiya Free Wi-Fi は不正アクセス等の犯罪利用防止の観点から接続のための各種認証、接続時間及び回数に制限があります。一方、導入当時は想定していなかった貸会議室利用のニーズが増加していますが、接続時間及び回数の制限が原因となり長時間利用することができません。

(3) 職員の利用デバイスの分断

職員はタブレット端末を利用して対面や WEB 等の会議を行いますが、事務作業で利用するメイン端末は有線接続されたノートパソコンであることから、業務効率化の障壁になっていると考えています。そのため、職員の利便性を維持しつつ業務効率化を達成するには、LGWAN セグメントの無線化（以下、L 系ネットワーク無線化）が必要であると考えています。しかし、L 系ネットワーク無線化を行う場合は配線工事等が新規で必要になることから高コストになると想定されるため、実現には至っていません。

4 懸念事項

(1) L 系ネットワーク無線化の端末認証・管理

L 系ネットワーク無線化を行った場合、接続端末の認証・管理が必要になると想定しています。市議会無線 LAN では MAC アドレス認証によるデバイス認証・管理行っていますが、職員が利用するノートパソコン全ての規模での運用実績がなく、どのような認証・管理方法になるのか想定できていません。

(2) L 系ネットワーク無線化のセキュリティ

L 系ネットワーク無線化を行った場合、今まで物理的に接続する必要があったものから無線 LAN に変更されるため、庁内ネットワークへのアクセスが容易になります。デバイス認証・管理以外にセキュリティ対策が必要なのか、またその具体的な方法として何かあるのか検討できていません。

5 情報提供の内容

本市では、Ashiya Free Wi-Fi の更新に加えて L 系ネットワーク無線化、市議会無線 LAN の更新（及びそれに伴う運用管理の一本化）を実現したいと考えています。それにあたり、「3 本市環境の主な課題」及び「4 懸念事項」に記載されている内容を踏まえて以下について情報提供をお願いします。

(1) 提案内容に関する説明

現在 DoSPOT で運用している Ashiya Free Wi-Fi の更新で利用する公衆無線 LAN について、機能、性能、セキュリティ、運用サポート等についてご説明ください。L 系ネットワーク無線化及び市議会無線 LAN の更新についても同様にご説明ください。なお、必要なエリアに電波が届くよう無線 LAN アクセスポイントを配置することを想定してください。

(2) 提案内容のセキュリティに関する説明

セキュリティ面についてご説明ください。特に L 系ネットワーク無線化については、接続先が本市システム群になることから、重点的にご説明ください。

(3) ネットワーク構成図及び構成機器

L 系ネットワーク無線化については、無線 LAN アクセスポイントから本市システム群までの経路について想定するネットワーク構成図及び構成機器についてご説明ください。

(4) スケジュール

事業者選定から業務完了までを令和 7 年度中に完了させることを前提に、契約から稼働までのスケジュールについてご説明ください。なお、工事が必要な場合、職員が勤務する建物については原則閉館日に行うものとしてください。また、南館 3 階及び同 4 階で工事を行う場合は、本市市議会の閉会中（主に 7 月～8 月中旬、10 月中旬～11 月中旬、1 月）に行うものとし、その間に工事を完了させてください。

(5) 導入実績

ご提案いただく内容について、本年度を含めて過去 5 年度以内に同規模以上（人口 10 万人以上）の自治体への導入実績に関する情報をご提供ください。

(6) 導入コスト

ご提案いただく内容について、イニシャルコスト及びランニングコストを任意様式でご提供ください。なお、イニシャルコストには本庁舎南館 3 階、同 4 階、市民センター、保健福祉センターの事前サーベイを行うことを想定していますので、当該費用を含めてください。

6 提出資料等

情報提供にあたっては以下の資料をご提出ください。

- 【様式 1 号】情報提供承諾書 1 部

- 【様式2号】秘密保持誓約書 1部
- 【様式4号】情報提供書提出届 1部
- 情報提供書（任意様式） 1部
- 見積書（任意様式） 1部

※なお、「【様式1号】情報提供承諾書」及び「【様式2号】秘密保持誓約書」をご提出いただきましたら、Ashiya Free Wi-Fi_AP一覧、ヒートマップ、本庁舎無線LANエリア、芦屋市NW簡易構成図をご提供します。

7 提出方法

電子メールでご提出ください。ただし、受信できる容量が10MBまでとなりますので、容量が大きい場合は、大容量ファイル転送システムの利用でも構いません。

8 提出資料締切

- (1) 情報提供承諾書（様式1号）及び秘密保持誓約書（様式2号）
令和6年1月26日（金）17時まで
- (2) 情報提供書提出届（様式4号）、情報提供書、見積書
令和6年2月20日（火）17時まで

9 質疑

- (1) 質問受付期間
令和6年1月26日（金）17時まで
- (2) 質問方法
質疑書（様式第3号）を電子メールにて送付してください。
- (3) 回答方法
令和6年2月2日（金）までに、質疑及びその回答を、情報提供依頼参加意思表明書の提出があった者すべてに電子メールにて通知します。ただし、質疑の内容によって、本情報提供依頼に係る調達に公平性を保てない場合には回答しないことがあります。また、回答が遅れる場合にはその旨を連絡します。

10 調達全体の想定スケジュール

公募・プロポーザル開催・業者決定：令和7年5月～
業者契約・着手：令和7年7月～
利用開始：令和8年1月

11 留意事項

- (1) 提供を受けた資料の内容について、後日、本市から照会又は追加の資料提供を依頼す

る場合があります。

- (2) 本市における検討内容や検討結果は公表せず、個別の問い合わせにもお答えできません。
- (3) 本情報提供の実施に要する費用は、貴社にてご負担くださいますようお願い致します。
- (4) 本依頼は、本市が今後、調達を予定しているシステムの準備段階として情報収集を目的に行うものであり、本市が調達を約束すること、情報提供者に特別の地位・優位性を約束するものではありません。
- (5) ご提供いただいた資料については、当該目的のために本市組織内で利用させていただきますが、貴社に断り無く組織外への提供はいたしません。特にコピー・配布等を制限している資料については、その旨を明記してください。

1 2 連絡先

担当所属：芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課

担当者：上月

所在地：兵庫県芦屋市精道町7番6号

電話：0797-38-2021（直通）

メールアドレス：joho@city.ashiya.lg.jp